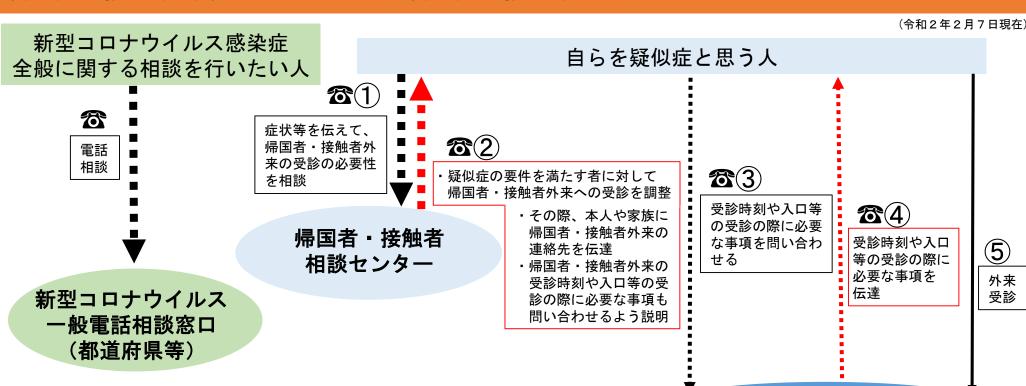
帰国者・接触者外来



## 【疑似症の主な要件】

(詳しくは「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の基準等について(一部改正)」 (令和2年2月3日健感発0203第2号厚生労働省結核感染症課長通知)をご参照ください。)

- 【1】または【2】を満たす者
- 【1】発症から2週間以内に「新型コロナウイルス感染者」と濃厚接触をした者で、
- ①発熱37.5度以上 または
- ②呼吸器症状 を有する者
- 【2】発症から2週間以内に<u>「湖北省を訪問した者」</u>または「湖北省への渡航歴がある者と濃厚接触をした者」で
- ①発熱37.5度以上 かつ
- ②呼吸器症状 を有する者